

お知らせ コーナー INFORMATION 2011. 4

お知らせ

米トレーサビリティ制度 について

米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が制定され、昨年10月から、米、米加工品の生産者、加工製造業者、流通業者、小売業者、外食店での取り引きなどの記録の作成・保存が義務付けられました。

また、平成23年7月からは、一般消費者への産地情報伝達が義務付けられます。

【対象品目】

米穀（玄米・精米など）、米粉や米麴などの中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

【対象事業者】

生産者を含め、対象品目と

なる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業（飲食業など）を行う全ての事業者

※制度についての詳しい内容はお問い合わせください。

【お問合せ先】

九州農政局鹿児島農政事務所
消費流通課

TEL 099・222・0121

在宅ワークの適正な実施 のためのガイドラインが 改正されました。

情報通信の高度化やパソコンなどの普及に伴い、これらを活用して、個人が、在宅で、請負契約を結んで、文書入力やホームページの作成などを行う働き方である在宅ワークが増加しています。

在宅ワークは、仕事と生活の調和ができる柔軟な働き方として社会的関心は大きくなる一方、契約の基本的内容が不明確などのトラブルの発生も少なくない状況にあります。

厚生労働省では、在宅ワークの仕事を注文する者（注文者）が在宅ワーカーと契約する際を守るべき最低限のルールとして本ガイドラインを策定し、22年には適用対象の拡

大などが改正されています。このガイドラインの内容を守るとともに、契約の内容について在宅ワーカーとよく協議した上で決めることが望まれています。

なお、このガイドラインの対象となる在宅ワークからは、法人形態の場合や他人を使用している場合などは除かれます。

詳しくは左記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

鹿児島労働局雇用均等室
TEL 099・222・8446

錦江町職員退職者・転出者紹介

平成23年3月31日付けで、4名の方が退職され、1名の方が転出されました。



【退職】

● 錦江町役場

落司 孝文（左） 岩切 すみえ（左2番目）
小倉 美保（左3番目） 舞原 和子（右）

【転出】

● 錦江町教育委員会

鎌田 広文

休日の在宅当番医

月日	病院名	電話番号
4月17日	長浜医院	22-0137
24日	じょうさいクリニック	24-2977
29日	大根占医院	24-2658
5月1日	濱畑クリニック	25-2575
3～5日	肝属郡医師会立病院	22-3111
8日	藤崎クリニック	22-2238

※諸事情により変更となる場合がございますので、ご利用の前にお問い合わせください。

人口の動き

平成23年4月1日現在



	人口	前月号比
人口	9,097人	(△108)
男	4,275人	(△53)
女	4,822人	(△55)
世帯数	4,218戸	(△26)

△は減少

町営住宅 空き家状況

(4月1日現在)

大根占地区
芝山団地 1戸 神川団地 1戸
京町団地 1戸 旧神川教職員住宅1戸
塩浜田団地1戸

田代地区
公宮城ヶ迫住宅 2戸

お問い合わせ及び入居希望の方は、建設課または地域振興課へご連絡下さい。